NPO
官製ワーキングプア研究会Report レポート
2018年5月 第24号 2018-5

2016年秋から17年春まで5カ月、毎週土曜日に開催された「朴槿恵退陣」全国行動は、全20回、最大70か所、のべ1,700万人が参加した「平和革命」だった。

17年5月に就任した文在寅大統領は、経済民主化、労働尊重社会を掲げ、南北対話も含め、70%以上の支持率を得ている。日本での報道では知られていないが、内政は着々と成果をあげている。

法定最低賃金の大幅引き上げ(2017年は約17%アップ)、公共部門非正規職の正規職転換、労組する権利、労働時間短縮が労働分野での重点政策だが、大財閥や保守派との攻防を超えて実現出来るか、重大な局面を迎えている。(白石)

目　次

特集　非正規公務員の公務災害補償制度改善運動		
・主要自治体を対象に「臨時・非常勤職員等の安全衛生制度に関する調査」を実施	山下　弘之	2
報告　団体署名の取り組み結果、ILOカレン・カーチス結社の自由委担当部長と面談	安田　真幸	5
報告　第2回なくそう！官製ワーキングプア　北海道集会	川村　雅則	6
特集：会計年度任用職員に関する取り組み事例		
・ユニオンらくだ改正要求		10
・自治労連の自治体議会意見書事例		13
最近の動きから	白石　孝	14
出版『ソウルの市民民主主義～日本の政治を変えるために	白石　孝	15
お知らせ、編集後記		16

主要自治体を対象に「臨時・非常勤職員等の安全衛生制度に関する調査」を実施します

理事　山下　弘之

本誌前号(第23号)でも掲載したとおり、地方自治体の非正規公務員の労働安全衛生制度及び公務災害補償制度に関する改善運動を行うこととした。その最初の取り組みが実態を把握するための自治体アンケート調査。調査のあらましは、

＜調査対象自治体＞129自治体。内訳は、都道府県47、政令指定都市20、中核市54、その他県庁所在市8。なお、北海道、東京、大阪の各自治体についても別途実施を予定。

＜調査基準年月日＞2018年4月1日

＜調査実施期間＞2018年5月10日～31日

＜集計結果の公表＞回収と集計状況によるが、7月上旬頃を目途としている

＜運動の趣旨＞

北九州市で子ども・家庭相談担当非常勤職員がパワハラと過重業務によってうつ病に罹患、退職後の2015年5月に自ら命を絶たれた。その後、ご遺族(ご両親)が市に対して公務災害補償を請求したところ請求権がないと門前払いにあい、17年8月29日、福岡地裁に提訴されている。

また、神奈川県森林職臨時任用職員被災事件(17年5月敗訴)、石川県津幡町では介護認定非常勤職員が訴訟中など、各地で臨時・非常勤職員あるいはご遺族から、公務災害補償に関する差別的取り扱いに批判の声が上がっている。

しかし、改善の声はあっても具体的な改善運動の動きがなかなか見られず、改善が遅々として進まないので、「労働安全衛生～いのち、身体、心に差別・格差なんてとんでもない！ただちに改善！」をめざす社会的運動を進めるための実行委員会を3月に発足させた。本調査を進めつつ、さらに拡がりを作るために、多くの皆さんからご賛同、ご参加いただくようお願いします。

○取り組みの基本は、

1　地方公務員災害補償法改正～同法第2条と第69条の改正をめざす。

2　制度、運用が不十分な自治体においてすぐ改善させる。

(1)「非常勤職員公務災害等補償条例施行規則」を点検し、「負傷し、疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族から、その災害が公務上のものである旨の申し出があった場合」など必要な改正を行うこと。

(2)「職員安全衛生管理規則」等を点検し、対象をすべての「職員」と改正すること。

(3)その他、①労災適用における休業補償を被災日から8割補償させる規則の点検と制定、②公病休制度の点検と制定、有給化、③死亡、障害見舞金(賞慰金)制度の点検と適用、など必要な制度化、改正を行うこと。

○今回発送の調査票

・自治体名：

・貴市の総職員数（臨時非常勤職員、再任用職員等も含む）は2018年4月1日現在、何人ですか

知事・市長部局

常勤職員	臨時職員	非常勤職員	再任用職員	合計

教育委員会

常勤職員	臨時職員	非常勤職員	再任用職員	合計

Ⅰ　貴市の職員安全衛生管理体制について

1．職員安全衛生管理規則における「職員」の規定について、当てはまるものに☑をお付けください。

□臨時非常勤職員を含む全ての職員を対象としている

（例：職場の職員、市から給料又は報酬を支給される者等）

□職員全てを対象とせず、限定している

（例：一般職の職員、常時に服する職員、市条例定数上の常勤職員と再任用職員等）

2．安全衛生委員会が設置されているのはいくつありますか

知事・市長部局委員会数

教育委員会委員会数

その他の委員会数

3．安全衛生委員会の委員に臨時非常勤職員がいますか。当てはまるものに☑をお付けください。

□臨時非常勤職員の委員がいる

□どの委員会にも委員はいない

□臨時非常勤職員が委員になることを想定していない

4．安全衛生委員会の平均的開催は年に何回程度ですか。当てはまるものに☑をお付けください。

□月１回以上

□年４～５回

□年１回～４回

□開かれていない

5．労働安全衛生委員会の議事内容は、臨時非常勤職員を含め、職員に周知されていますか。当てはまるものに☑をお付けください。

□全ての職員に会議録ないし議事の概要を周知している

□常勤職員には会議録ないし議事の概要を周知している

□周知は行っていない

6．過去３年間のメンタルヘルス不調による休職者（臨時非常勤職員含む）の推移について。当てはまるものに☑をお付けください。

□増加傾向にある

□横ばい傾向にある

□減少傾向にある

□休業者はいない

□把握していない

7．ハラスメントに関する相談窓口の設置について、当てはまるものに☑をお付けください。

□全ての職員（臨時非常勤職員、再任用職員等も含む）対象の窓口を設置している

□常勤職員対象の相談窓口を設置している

□相談窓口は設置していない

8．臨時非常勤職員、再任用職員等も含め、ストレスチェックを実施しましたか。当てはまるものに☑をお付けください。

□常勤職員のみ実施した

□常勤職員と勤務時間が4分の3以上で継続雇用（予定）の臨時非常勤職員、再任用職員等に実施した

□常勤職員と勤務時間が2分の1以上で継続雇用（予定）の臨時非常勤職員、再任用職員等に実施した

□実施していない

9．ストレスチェック結果について、衛生委員会で審議を行いましたか。当てはまるものに☑をお付けください。

□結果の分析と今後の対策について審議した

□ストレスチェック結果の概要を報告した

□審議していない

Ⅱ　臨時非常勤職員の公務災害補償体制について

1．災害補償主体別の職員数について、下記にご記入ください。

○公務災害補償基金　　常勤の職員　　人、　臨時的任用職員　　人、

常勤的非常勤職員　　人

○労働災害保険　　臨時的任用職員　　人、非常勤職員　　人

○議会の議員その他非常勤職の職員の公務災害補償等に関する条例

臨時的任用職員　　人、非常勤職員　　人

2．労働基準法別表第１事業場に勤務する臨時非常勤職員が被災した場合の取り扱いについてお聞きしま

す。

⑴　労働者災害補償制度で補償されますが、公務災害により休業した場合の被災日から３日間を補償する条例・規則が制定されていますか。当てはまるものに☑をお付けください。

□制定済みである

□制定されていない

⑵公務災害により休業又は死亡した場合、労働基準監督署に報告していますか。当てはまるものに☑をお付けください。※

□臨時非常勤職員を含め、報告している

□常勤者のみ報告している

□報告していない

□担当課が対応しており、把握していない

⑶死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用はされますか。当てはまるものに○をお付けください。

□常勤職員も含め制度そのものがない

□全ての臨時非常勤職員が適用対象である

□労働者災害補償保険法適用の臨時非常勤職員は適用対象になっていない

⑷過去、10年以内の死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用件数について、お知らせください。

□常勤職員　　人

□臨時非常勤職員　　人

３．労働基準法別表第１事業場以外に勤務する臨時非常勤職員が被災した場合についてお聞きします。

⑴議会の議員その他非常勤職の職員の公務災害補償等に関する条例によって補償されますが、被災者やその遺族等は公務災害の請求（申出）ができますか。当てはまるものに☑をお付けください。

□条例により申出はできない

□条例の施行規則で申出ができるようにしている

□条例では申出できないが、申出できるように運用している

⑵公務災害により休業又は死亡した場合、人事委員会（人事委員会がない場合は長）または労働基準監督署に報告していますか。当てはまるものに○をお付けください。※

□非常勤職員を含め、報告している

□常勤職員のみ報告している

□報告していない

□担当課が対応しており、把握していない

⑶死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用はされますか。当てはまるものに☑をお付けください。

□常勤職員も含め制度そのものがない

□全ての臨時非常勤職員が適用対象である

□条例適用の臨時非常勤職員は適用対象になっていない

⑷過去、10年以内の死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用件数について、お知らせください。

□常勤職員　　人

□臨時非常勤職員　　人

４．臨時非常勤職員等に対する公務傷病休暇制度がありますか。当てはまるものに☑をお付けください。

□常勤職員と同様に有給の制度がある

□無給の制度がある

□制度はない

※＜注記＞労働基準監督署等が監督機関となる職員（臨時非常勤職員を含む）とは、

1. 特別職で労働者に該当する非常勤職員
2. 一般職で労働基準法別表1号から10号、13号から15号の事業場に勤務する職員
3. 一般職の技能労務職員、地方公営企業に勤務する職員

３２６団体署名の成果！　ありがとうございました！

カレン・カーチスさんと面談

安田　真幸（連帯労働者組合・杉並）

４月９日、カレン・カーチスさんと約１時間にわたり面談の機会を持つことができた。カレンさんはＩＬＯ労働基準局次長で「結社の自由委員会」の事務局長を務めている。

事前に質問書を送り、申立４団体と公共一般労組にも加わってもらい、面談を迎えた。

＜結社の自由委員会での取り扱いについて＞

カレンさんから始めに以下の説明があった。

1　「国内の労働団体」との受理要件に変更はないが、最近の動きとして

①　申立件数の累計は3,400件にも及び、近年ますます増える傾向にある

②　このため、2002年から「影響の大きいもの」に限るようにしてきた

③　2015年から、政・労・使の理事各1名で「小委員会」を設置して、事前の「絞り込み」を行うようになった

2　私たちの申し立てについて

①　３月の小委員会に４団体の申立書を提出した

②　小委員会から以下の点について調査するよう事務局に委託された

・日本政府に申立書を送って面談し、意見を求める

・申立団体と面談し意見を聴取する

＜政府は「非常勤を常勤化」「雇用の安定化」などと説明！！　許し難い！！＞

質疑の中でカレンさんから、「今回の法改定は『非常勤を常勤化し、雇用を安定化する手段』と政府から説明を受けた」との発言。この発言を受けて質疑は一気に沸騰した。参加者からは「非常勤が常勤になるわけではない」、「雇用を１年に法定し、更新ではなく毎年の選考で試用期間がついて廻る。雇用を不安定化するもの」と反論。「そのような非正規職員に労働基本権は欠かせない」、「委員長はストを打って職場復帰できた。スト権のあるグループをスト権のないグループに移行させられることが問題」、「多くの合同労組が労働基本権を行使して非正規の雇用を守り、処遇改善を獲得してきた」等々の発言が相次いだ。

面談後に冷静になって考えれば、政府は「常勤同様に雇用を安定させる」と説明しなければ労働基本権剥奪を合理化できない、ということだ。逆にいえば、政府が「労働基本権剥奪の理由がないこと」を認めざるを得ないことがハッキリしたのだと思う。

＜ナショナルセンターの支持が必要！？＞

私たちは申立に当たって、ＩＬＯ日本事務所に相談しながら進めてきた。「どんな組合でも、小さな組合でも申し立てできる」と聞いてきた。申立後半年を過ぎてもなかなか「受理」通知が来ないので、ＩＬＯ関係者にも相談した。「ＩＬＯは組合を差別することはない」、「国内の労働団体であれば、要件を満たす」とのことであった。しかし調査を進める中で「少し前から、受理に当たって絞り込みを行い、ナショナルセンターの支持がないものはなかなか受理されない傾向がある」ことが判明した。このことが冒頭のカレンさんの説明で改めて確認できた。

当初のカレンさんの説明では「ナショナルセンターの支持の有無」に関しては直接触れられなかった。そのため、あえてこちらから質問したところ「ナショナルセンターなど全国組織のものでないと扱わない、と決定することもあるし、扱うこともある」との回答。幅を持った慎重な言い回しだが、その後の質疑を踏まえると「ナショナルセンターの支持がなければ、受理されるのは極めて困難」と判断せざるを得ない。

＜委員長あてに「受理要望書」を提出、「専門家委員会」に「情報提供（異議申し立て）」＞

私たちはその後の打ち合わせで、

①　「結社の自由委員会」の委員長あてに「受理を求める要望書」を４団体から集めてＩＬＯに送ること

②　ＩＬＯ条約の適用状況に関する政府からの報告書を審査する「条約勧告適用専門家委員会」に「情報提供（政府報告への異議申し立て）」すること

に取り組むことを決めた。今その準備をしているところである。

◆団体署名のご協力ありがとうございました

団体署名の力が、カレンさんとの面談と意見聴取に結実したのだと考えています。小さな労働組合にとって様々な労働団体から署名いただけたことは涙が出るほどうれしいことでした。

最後まであきらめず、受理～審議の道を追求します。非常勤職員の労働基本権を確保することが、署名をいただいた私たちの責務であることを自覚して、ＩＬＯにチャレンジし続けます。

引き続きのご注目をお願いします。

第２回なくそう！官製ワーキングプア　北海道集会

第２回
なくそう！
官製ワーキングプア
北海道集会
の記録

（2018年2月4日、北海学園大学にて）
第２回なくそう！官製ワーキングプア
北海道集会　実行委員会
2018年4月　発行

2018年2月4日（日）午後、札幌市の北海学園大学において、標記集会が開催され、道内外から約150人が参加した。

以下、集会実行委が作成した記録から一部を抜粋、転載し、集会のあらましを報告する。

（白石孝）

＜集会記録集から＞

同集会実行委員会の構成団体は下記のとおり幅広く、発言の内容も多岐にわたりました。

反貧困ネット北海道、NPO・建設政策研究所北海道センター、公益社団法人北海道地方自治研究所、日本労働弁護団北海道ブロック、連合北海道札幌地区連合会、全建総連北海道建設労働組合連合会、全建総連札幌建設労働組合、札幌地区労働組合総連合、自治労北海道公共サービス民間労働組合協議会、NPO・労働相談・労働組合づくりセンター、札幌市公契約条例の制定を求める会

集会のはじめに、実行委員の川村雅則・北海学園大教授から基調報告があり、次いで紙面報告2本を含む計11本の現場報告、さらには東京、大阪から報告・連帯挨拶がありました。

①東神楽町社会福祉協議会職員組合、②日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）北海道地方本部、③札幌市労働組合連合会（市労連）、④札幌市職連・さっぽろ公共サービス労働組合・青少年女性活動協会支部、⑤全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）北海道地連、⑥札幌地区連合〔紙面報告〕、⑦札幌地区労連、⑧室蘭工業大学職員組合、⑨北海道大学教職員組合、⑩北星学園大学教職員組合〔紙面報告〕、⑪コープさっぽろ労働組合

東京・大阪からは、①白石孝（NPO・官製ワーキングプア研究会理事長）、②森岡孝二（関西大学名誉教授）、③安田真幸（連帯労働者組合・杉並）

なお、午前には、白石孝を講師に、自治体議員や労働組合関係者を対象にした学習会を開催した。ここでの内容は白石が編著者となった『ソウルの市民民主主義――日本の政治を変える』（コモンズ社発行）やNPO法人官製ワーキングプア研究会『研究会レポート』などを参照してください。

紙面の関係から本誌では、基調報告と特別報告を紹介します。

なくそう！有期雇用、取りもどそう！官の規範性（基調報告）

北海学園大学教授　川村　雅則

本集会で訴えたいことは次の二点です。

1点目は、官民問わず、なくそう！有期雇用ということです。有期雇用の濫用を規制し、無期雇用転換（雇用安定）を何としても実現しましょう*。

日本では、有期雇用の濫用――仕事に期限はないのに、1年あるいは半年など期間を限定して人を雇い、更新を繰り返すということが容認されてきました。それは働く者の「発言」を結果として封じることにもなってきました。

労働契約法がなぜ制定、改正されたのか、時間を遡ってみます。1990年代後半から猛烈な勢いで進められた大規模リストラ、労働契約の強